

◎私道寄附 《市では幅員4 m以上の既設私道の寄附を受け付けています。》



私道寄附をするまでの流れ

申請者

市

①事前協議

寄附の条件を説明

- ・道路の起点及び終点が公道に接続している
- ・公道に面する建物を除き2棟以上が道路に接道している（行止まり道路）
- ・道路幅員が4 m以上
- ・道路上に支障物がない（電柱、ブロック等）
- ・所有権以外の私権（抵当権）が設定されていない
- ・道路用地として土地が分筆されている
- ・地権者全員（隣接地権者を含む）の同意が必要

○事前協議書の提出

- ・案内図
- ・公図の写し
- ・土地登記簿謄本
- ・寄附同意書

②現地確認

市職員による確認

- ・道路幅員
- ・支障物の有無
等

2週間程度

③相談者に調査結果を報告

※受納可能な場合は④へ

④現地境界測量・図面作成

※申請いただいた年の次年度以降の調査になります。測量の結果、受納に支障がある場合は原因の解消をお願いします。

⑤受納可否決定通知

⑦所有権移転登記

2週間程度

⑧所有権移転済通知

⑩市による管理 （舗装工事等実施）

⑥私道寄附申込書の提出

- ・登記原因証明情報
- ・土地登記承諾書
- ・印鑑証明書
- ・境界確認承諾書及び境界確認図
（寄附者が土地を測量した場合）

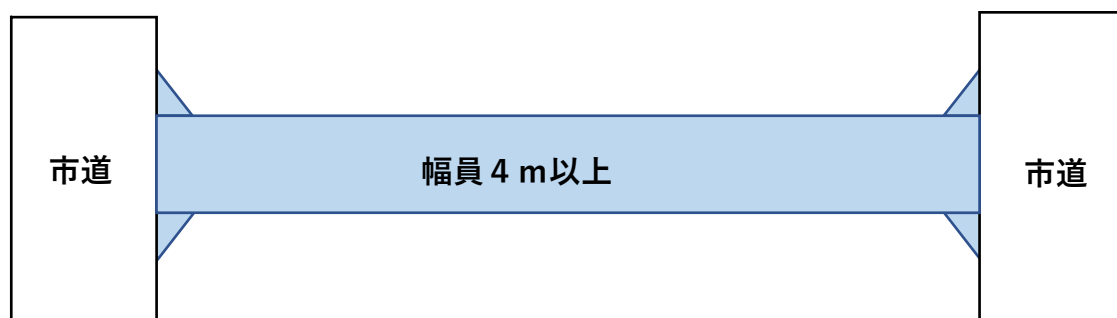
⑨完了

※裏面に対象となる道路の例がございます。

寄附の対象となる道路（例）

○通り抜け道路（起点及び終点が公道に接続している） ➡ 認定市道

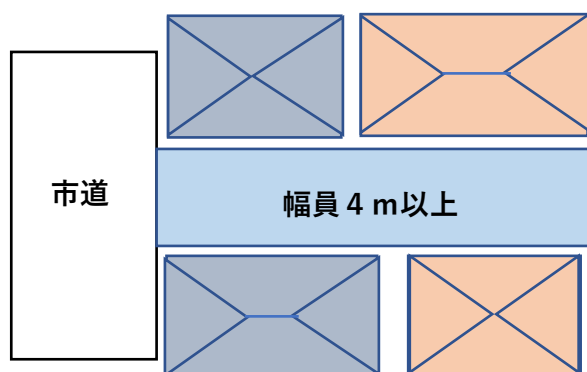
- ・幅員4.00m以上で隅切りが確保されている道路
（建築基準法第42条第1項第3号の規定において）
- ・位置指定図どおり整備された道路（建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路）



 : 寄付対象

○行き止り道路（起点又は終点のいずれかが公道に接している） ➡ 認定外市道

道路に面する建物の棟数が、公道（市道）に面するものを除き、2棟以上である



上尾市都市整備部建設管理課
電話：048-775-8597（直通）
FAX：048-775-9906
E-mail：s405500@city.ageo.lg.jp

